

～産業医のご案内～

産業医とは

- ・ 常時50人以上の労働者を雇用する事業所では、労働安全衛生法により産業医を選任することが義務づけられています。
- ・ 産業医とは、その資格を持った医師が、定期的に事業所を訪問したり従業員の方々の健康管理について勧告したり、相談を受けたりするものです。
- ・ 産業医は、労働災害の防止、職業病の予防、作業環境の改善、労働者の健康管理等に関する助言や健診後の指導等を行います。

産業医の役割

- ・ 従業員の健康管理や職場環境などを総合的に把握するとともに、その改善について指導を行う事
- ・ 同時に、事業主に対して事業場および従業員の情報を的確に伝達し助言・勧告を行うこと
- ・ 事業主と従業員の両者に不利益が生じないよう中立な立場で調整すること

当院の医師は日本医師会認定産業医の資格を有しており、
産業医活動を行っております。

企業様の産業医の委嘱契約についてのご相談に応じます。

まずはお気軽にお問い合わせください。

問合せ先：小林内科診療所事務局（086）226-5027